

質問に対する回答について

工事名) 山形自動車道 風明山地すべり対策工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 P-14 23-2 道路掘削、捨土掘削では、「工事道路の切土部の土砂（表土を含む）を掘削して工事用道路に盛土する」との記載がありますが、工事開始後、岩掘削になった場合は、設計変更協議の対象となると理解して宜しいでしょうか。	土木工事等請負契約書18条（条件変更等）の規定を確認していただき、該当するのであれば協議事項となります。
2	特記仕様書 P-18 23-8-4 集水井工の施工について、「施工箇所は礫質土」との記載がありますが、工事開始後、岩掘削になった場合は、設計変更協議の対象となると理解して宜しいでしょうか。	土木工事等請負契約書18条（条件変更等）の規定を確認していただき、該当するのであれば協議事項となります。